

地域社会に機能する養護施設のあり方 に関する臨床福祉学的研究

研究第9部 吉 沢 英 子

研究協力者 秋 山 智 久
(明治学院大学助教授)

大 坂 譲 治
(仙台キリスト教育院院長)

高 橋 利 一
(至誠学園長)

滝 口 桂 子
(埼玉県立厚生専門学院主任)

はじめに

最近、とみに施設の社会化ということが、コミュニティ・ケアとの関連で強調され、関係者の関心をよんでいる。ここでは、「地域社会に機能する養護施設のあり方」と題し、その問題へのかかわりを解明してみたいと思う。

地域社会に機能するといえば、施設が積極的に地域社会のニーズに対応することを意味し、さらには地域社会のニーズの開拓にまで及ぶ施設の機能が求められよう。

いずれにしても、施設は閉鎖的な自己完結型ともいわれるような存在であってはならないし、地域社会と密接な関係を創出し、且保持しながら処遇展開を考えていかなければならないのである。

本研究は、昭和52年度厚生科学研究費によるもので施設職員を対象に、現時点の養護施設の社会化、地域社会との関係を諸種の観点から考察を加えたものである。

I. 「施設の社会化」の概念規定をめぐる

1. 「施設の社会化」の用語について

「施設の社会化」という用語は、「社会化」の概念自体が従来社会福祉以外の学問分野において多様に用いられているために、施設に「社会化」という語をつけたこの用語の概念もはっきりとしていない。ましてや、英語で直訳的に社会福祉施設の socialization と表現してみても何のことも分からない。

この「施設の社会化」という用語は、他の分野でのどんな概念を引きつつ、いつ頃から使われ始めたものであろうか。

① 「社会化」概念の流用・組み合わせとしての「施設の社会化」

従来、「社会化」なる用語が学問的に用いられてきた分野は、主として社会学、行動科学、経済学である。それぞれの分野における意味を要約してみると次の通りとなる。(有斐閣『社会学辞典』329頁、同『社会学小辞典』149頁参照)

a 形式社会学の中心概念としての「社会化」

諸個人の相互作用、相互影響の過程を意味し、「社会化の形式」を研究する社会学が成立する。シムメルの「社会的一般化」の概念がこれに相当する。

b 行動理論上の概念としての「社会化」

他者のパーソナリティ(代表的存在は親)と文化への依存状態にある者が、それへの同一化の過程として「社会化」を行うとする概念である。役割期待にあって、人格発達過程で用いられる用語で、現在最も一般的に使用されている「社会化」socialization の概念である。

c 生産に関する「社会化」

資本制生産において、生産力の客観的発展と共に、生産は私的な形態から社会的、共同的になるが、それを生産の「社会化」という。また、生産関係の実践的変革をも社会化という。

こうしてみると、「施設の社会化」という用語は④地

域社会と福祉施設が相互に関係をもち、影響を与え合い、共通の場を持ち、閉ざされた狭い場から地域社会に開かれ、社会的になるという意味において、上記の代表的な三つの概念の渾然とした流用、組み合わせであるといえよう。そして、それが今や社会福祉の分野でさらに複雑化し、特定の意味合いを持った語義転換がなされ、それが定着しつつある。

③ 歴史的に見た「施設の社会化」の用語例

では、日本においてこの「施設の社会化」なる用語はいつ頃から使われたのであろうか。

第二次世界大戦前及び戦中は、「社会」という語に対するイデオロギー的抑圧があったから、当然「施設の社会化」なる語は無かったと推察してもよいであろう。

戦後、この「施設の社会化」という表現が公的な場で使用されたのは1951年（昭和26年）が最初のものである。それは次のような例である。

『全国社会福祉事業大会報告書（昭和26年11月8、9、10日）』、社会福祉法人全国社会福祉協議会連合会協議題第二、民間社会福祉事業の振興に関する問題……五、社会福祉施設の社会化の問題

「この問題は、今後の民間社会福祉事業の発展に重要な意義を持つものとして期待されていたが、時間の都合もあって詳細な論議を行うことができなかった。しかし、二、三の提案県から貴重な事例発表があって、今後を示唆するところがあったが、結論として、国民一般に対し地域福祉の増進のために施設とのつながりをつけるよう、その運営に万全の考慮を払うこと、更に強力なる広報活動の必要があること、また、地域の施設は地域からの孤立を打破し、福祉社会の拠点としての存立性を確保するこ等とが申し合わされた。」（同大会『報告書』30頁。）

この1ヵ月後に、本間新一氏の「社会福祉協議会活動に協力する社会事業施設の態度について」という論文のなかに、社会福祉事業施設の社会化類型ということ、次のように述べられている。（『社会事業』第36巻11号、1953年）

(1) 施設固有事業の地域化

「施設の固有事業が其の地域の必要性、問題に応え、同時に地域人の関心事である時、此の施設は地域の理解と支援を受けるのであるが、これがためには地域の意志を採択した事業の経営」が必要である。

(2) 施設の地域的経営

施設が後援団体、後援組織を持ってその民主的意志によって経営がなされる時に、(1)が可能である。

(3) 施設の地域福祉への提供

コミュニティ・センターとしての福祉施設を志向する。

これは、今から丁度25年前に書かれたものである。

2. 「施設の社会化」の定義

施設の社会化が意味するところについて、既にある程度の共通の理解はなされているようである。しかし、それは必ずしも厳密な意味での理解ではなく、むしろかなり漠然とした感覚的なものである。

「施設の社会化」を他の類似の表現をしたものには次のようなものがある。

○「地域社会に開かれた施設」(東京都社会福祉協議会福祉施設と地域社会——施設の社会化をどうすすめるか)1976年)

○「養護施設と地域社会との積極的相互関係」(『第31回 全国養護施設長研究協議会討議資料』1977年)

○「地域社会に機能する養護施設」(1977年、厚生科学研究テーマ)

これらは類似の表現ではあっても、その内容を限定したものではない。あえて定義らしいものを探せば次のようなものがある。

『……施設の社会化の一般的な定義「施設を地域の多様な生活機能の一部として位置づけ、利用者の処遇向上をはかり、地域住民の福祉をたかめるために、施設と地域の関連を深めていくこと」の立場から……』(東社協前掲資料44頁)

一口に施設の社会化と言っても、施設における何を社会化するのかという問題が検討されなければならない。既存の研究において指摘されているものを列挙してみよう。

a) 「処遇の社会化」——権利主体としての施設利用者の生活圏の拡大をはかることによって、その処遇が地域社会の一員としての利用者に与えられるようにすることである。管理的で自己充足的な狭い処遇であってはならない。

b) 「運営の社会化」——特に民間施設における施設の私有的、恣意的運営が排除され、その公共性において施設が民主化、近代化されることを意味する。そのためにも地域住民の施設運営への参加が期待されるという考え方である。

c) 「問題の社会化」——施設問題は大部分が施設利用者にとつだけの問題ではなく、その社会的背景において全国的課題であるという認識は、「問題」を社会に、地域住民の前に共有の問題として問いかけることになる。(以上、東社協前掲資料18頁)

これらの点をふまえ、本研究において未熟ではある

が、「施設の社会化」の定義を提示してみたい。

社会福祉施設の社会化とは、社会保障制度の一環としての社会福祉施設が、施設利用者の人権保障、生活構造の擁護という公共性の視点に立って、その施設における処遇内容を向上させると共に、その置かれたる地域社会の福祉モードを充足・発展させるために、その施設の所有する場所・設備・機能・人的資源などを地域社会に開放・提供し、また、地域社会の側からの利用・学習・参加などの働きかけ（活動）に応ずるといふ、社会福祉施設と地域社会との相互作用の過程をいう。

3. 「施設の社会化」の発展段階

これまで考察してきたように、施設の社会化には種々の側面や要因が含まれている。従って、これは一度に各側面から進行するのではなく、施設関係者や地域住民の意識の変革や、その他の社会的諸条件の変化に伴って、徐々に行われるものと考えられる。そこでは整然としたステップを規則的に進むのではなく、時には種々の側面が重なりつつ、また時には後退しつつも、ある平均的な段階が設定されはしないだろう。

この施設の社会化の段階を、その「動因」「形態」「要点」の視点から整理してみると次の通りとなる。

<施設の社会化の前段階>

これは施設の社会化が必ずしも快く受け入れられていない段階である。つまり、「閉ざされた施設」状況に自己満足的であるか、自己防衛的であるかで、なるべくならば地域社会との関係を持ちたくないという状況である。しかし、全く閉鎖的であるわけではなく、施設関係者や地元有力者が関係した見学や奉仕活動には門戸を開いている。また、ごく限られた人々には会議などの場所の提供も行っていることがある。

この段階は、「相対的に拒否の段階」と言うことができよう。

<第一段階：消極的、受身的社会化の段階>

前段階と異なり、ある程度施設を開放しようとする姿勢が見られ、定期的な受け入れもなされている。しかし、必ずしもそこに積極的な意義を見出しているわけでもなく、むしろ地域社会に気がねをして、その働きかけに受身的である状態である。

定期的なボランティアの受け入れや、申し込みに応じた場所の提供があるが、それはつまるところ、「場所を提供する」という意識の段階に留まっている。

<第二段階：初期の相互関係における社会化の段階>

さらに進んで、施設の側に「施設は閉鎖的であってはならない」「施設を地域社会に開放することは、施設の

あるべき姿であり、むしろ義務である」といった意識を持って、積極的に地域社会への係わりや働きかけをスタートしようとする段階である。

具体的には先の「場所の提供」に加えて、「人的資源での協力（施設機能の提供）」が行われる。そこには何らかの形で職員が参加しているのが特徴である。

しかし、この段階ではまだ「義務感」が先立っていて、社会化そのものがむしろ施設にとっても必要であるという意識に乏しい。つまり、地域社会との相互関係において、施設の側が社会化しなければならないと義務的に意識している段階である。

<第三段階：理念的に意識化された社会化の段階>

施設が閉ざされ、自己充足的であること自体が施設の公共性からいって問われなければならない。施設という場において、人権を擁護し、生活基盤の確立を図るためにも、処遇の向上のためにも、施設それ自身が地域社会の一員であることを必要とするという認識に立っている。

この段階における社会化は、積極的な「他の社会資源との交流」であり、外部からの「専門的な人的資源の受け入れ」であり、これらは施設サービスの向上に役立つことが十分に認識されている。また「施設利用者と地域住民との有機的、信頼的交流」がなされていく中で、施設や施設利用者に対する差別や偏見がなくなり、人格的な交わりが形成される。

地域社会にとっても、地域住民の福祉を向上させるための「地域福祉センシティブな存在」という認識がなされ、地域にとっても施設が必要であるという意識が進む。

そこにおいては、施設職員は第二段階のような義務的な参加ではなく、社会化の意義に目覚めている。しかも単に職員の参加だけではなく、こうした地域社会と施設との交流、相互関係に施設利用者が参加することが特徴である。つまり、第二段階では職員の参加に留まっていたものが、施設をとりまく人的要素である施設利用者やその家族、また地域住民もその意識変革の上に乗って参加するのである。これが単なる意識変革と個別的努力に終わらないためには、この段階の施設の社会化を推進、継続するための条件整備が何よりも大切である。そのための行政努力が要請される。

以上述べてきた「施設の社会化」の前段階およびその後の三段階を表にすると次の通りとなる。

「施設の社会化」の発展段階

| 段 階 | 社会化の動因 | 社会化の形態 | 要 点 |
|------------------------------|---|---|--|
| (前 段 階) 相対的に拒否の段階 | 「しかたがない」という 開放 (なるべくなら断わりた い) | ○外部の施設関係者・有 力者による奉仕・見学 の受け入れ ○また、限定された人 に対する場所の提供 | 閉鎖性志向 |
| (1) 消極的・受身的社会化 の段階 | ○地域社会からの働きか けに受身 ○地域社会への気がね | ○ボランティアの受け入 れ ○場所の提供 | 場所の提供に留まる |
| (2) 初期の相互関係におけ る社会化の段階 | ○地域社会へのかかわり 働きかけのスタート ○それを義務、あるべき 姿とする | ○場所の提供 ○人的資源での協力 ○機能の提供 | (初期的な) 職員の参加 |
| (3) 理念的に意識化された 社会化の段階 | 人権擁護と処遇向上の必 要条件という認識 | ○他の社会資源との交流 ○外部からの専門的な人 的資源の受け入れ …サービスの向上の ために ○施設利用者と地域住民 との有機的信頼的交流 ○地域福祉センター的な 存在の認識 | ○意識化された職員の参 加 ○施設利用者の参加 ○地域住民の意識変革と 参加 ○行政による条件整備 |

II 養護施設の機能と地域社会

工業化の急速な推進により、地域社会の構造ならびに生活様式が「都市化」し、「核家族化」に拍車がかかり、コミュニケーションの構造が多様化している。これらは児童問題を変容させ、養護施設児童にもその影響は大きく現われている。「問題症状をもつものが入所児童の半を越し、特に学習遅滞、情緒障害的傾向が多くみられ、不安定、不信頼がその根底にある」と指摘されている。(全国養護施設協議会『専門委員会報告』、1976年)

このような入所児童に対して、養護施設の機能も従来のような収容保護的なものではなく、治療、教育的なものにならざるを得ない。また、その専門的機能を十全に発揮するためには、施設内の諸資源のみならず、児童の家族、友人、教師をはじめ、関係機関など地域社会におけるあらゆる資源の活用が必要になってくる。同時に養護施設は地域社会における複雑で多様化する児童の問題解決に対して、当然専門的施設として機能することが求められるようになってくる。

社会福祉の動向として指摘されてきた「ニーズの拡大と機能の高度化」という特徴は、従来、地域性に乏し

く、閉鎖性の強かった養護施設にも次第に影響をもち、「施設の社会化」、すなわち地域社会に機能する施設のあり方が問われるようになってきた。

以上の動向は、それぞれ関連する二つの側面の展開をもつものと思われる。一つは施設養護における人間性と専門性に根ざす「専門化」の方向であり、もう一つは、児童養護における施設と地域社会の統合をふくむ「計画化」の方向である。

1. 養護施設の社会化を必要とする要因

① 子どもの社会化

ここでいう「社会化」とは、社会生活において要請される価値や行動様式を個人が習得し、それにもとづいて自らを社会生活に参加させていくことであり、人間が社会によって形成される側面と、人間が社会に参加していく側面とを含んでいる。

「子どもの社会化」は「成人のパーソナリティの安定化」とともに家族の純化された機能といわれる。家族そのものが崩壊する危機によって子どもの養護そのものがあやふやになっているのが養護施設児童である。「子どもの社会化」にとってその出発点から欠くことのできない媒体としての家族が崩壊してしまった児童に対して、

いかに個性的に、主体的に社会生活に参加できるようにするかは、養護施設の基本的課題である。したがって、それは施設養護における人間性と専門性に根ざす「専門化」を要請するものであるが、同時に児童の人権を守る視点に立って、かれらの地域社会における豊かな人間関係と生活のひろがりを守るための、施設と地域社会との全く平等で有機的な相互関係の樹立を要請する。

養護施設の子どもの「社会化」はそれなしには不可能である。それがあってはじめて、施設養護（診断・援助機能と治療的コミュニティ）と家庭的養護の統合などの展開を可能なものとする。

② 生活の社会化

人間は1人で生活することができず、何らかの共同生活をしなければならない。家族は共同生活の基礎的単位であるが、更に日常的な生活欲求の充足にはいくつかの家族の共同生活単位である地域社会が必要となる。しかし、工業化の進展に伴う都市化と核家族化の進行は、家族の問題処理能力を低下させ、共通問題の処理にあたって住民の相互システムは用いられなくなり、専門機関による専門的処理が原則となる。

生活の社会化の状況は、都市（過密）、農村（過疎）を問わず、一方で生活共同体としての機能が麻痺しており、他方、社会保障や社会福祉が遅れているために、まさに生活問題激化のさなかにある。

そこから生活の社会化に伴う総合的な生活権が問題とされる。児童にとっていえば生存権（福祉——医療を含む）と発達権（教育）、それに環境権というものがかつことのできないものとして、しかも具体的な生活の場である地域社会という空間システムの内部で、その保障の手だてが整備されなければならないことが提起されてきた。子どもが成長し発達する生活を保障するためには、何よりも福祉（医療を含む）、教育、環境といった基本的ノードにこたえない人のシステム、物のシステムが地域社会の中に整備され、それらが有機的な関連をもってサービスのシステムとして機能しなければならないということである。

したがって養護施設が子どもの問題を中心に、いわゆる福祉のまちづくりの拠点になりうるかが問われるわけである。ここでも子どもの人権を守る視点にたったの「専門化」と「計画化」が要請されるが、最小限、地域社会を「住民の共同連帯の場」とするために、施設が子ども同志の交流、親同志の交流をはかる拠点となる必要があるようになってくる。

2. 養護施設の機能と地域社会

① 養護施設の問題点

養護施設は戦前の孤児院、育児施設という救貧施設の系譜から展開してきたものであり、現在の児童入所施設の基本型である。関係諸科学の進展に伴い、ニーズに即した処遇の展開ということから、入所施設が専門分化する趨勢のなかで、養護施設は他施設に入所できない児童が措置されるという点で成人施設における救護施設と共通する性格をもっている。

まずその特質として「対象の多様性」があげられる。年齢をみても満1歳から18歳までを含む。近年、いわゆる情緒障害児が増加し、また他の専門分化した施設に入所できない周辺児童も措置される。このように対象は極めて多様性をもつにもかかわらず、行政レベルにおいては、個別のニーズについての十分な配慮がなく、しかもすべての児童入所施設における処遇水準の下限設定の役割を担わせられている。

第二の特質は「処遇の日常性」である。養護施設における児童処遇は、その日常生活そのものが基本となる。児童は施設の生活において衣食住をはじめ、基本的欲求が充足されなければならない。その時に低いナショナル・ミニマムの貫徹する現実においては、そのニーズが極めて限定的にしか充足されない危険性をもつ。

以上二つの特質を通していえることは、未だに脱皮しえない救貧的性格である。養護施設の辿ってきた道は、その救貧的性格をいかに脱却するかの努力の歴史であり、これからその社会化をめざす原動力も、まさにこの点にあるといっても過言ではない。

② 養護施設の機能と課題

家庭ではもちえない養護施設の機能は、人権保障の機能を基底として、援助、治療の機能がその中核となり、それをより充実し発展させるために福祉の理念に貫かれた研究の機能とソーシャル・アクションの機能が必要となる。これを、養護施設の課題である「施設養護の専門化」と「施設養護の計画化」に関連して検討を加える。

家庭崩壊による入所児童が増加しているが、崩壊に至るまでの家庭内の緊張・葛藤が、また親との別離が児童に幾重にも精神的な外傷を与えている。しかもそれぞれの発達段階で得ていなければならない体験、生活技術も身につけずに入所してくる。したがって、児童にとって施設の生活そのものが人的環境と物的環境を含めて治療、教育的なものでなければならない。児童ならびに親のニーズ、とりわけ児童の外傷体験についての的確な診断と治療、援助についての専門的力量的確立が必要になる。また、児童の生活基礎集団そのものが、養護担当職員を中核として治療的コミュニティとして確立されることが必要となる。

さらに、施設の生活そのものが劣等感につながりやすい児童に対して施設は人たるに値する生活、その個性化と社会化を豊かにするものでなければならない。児童自ら選択しうる生活を可能とするように、何よりもプライバシーとコミュニケーションの展開の場を豊かに用意しなければならない。これは、その生活水準においても、生活空間、時間、関係においても市民としての権利が保障されなければならないことを意味する。

「施設養護の計画化」とは、養護問題が多様化するなかで、児童、施設、地域社会それぞれについて、問題の究明（調査）—計画—実施—評価のとりくみを展開することである。急激な変動期にあって、地域における児童問題を的確におさえ、その予防策を探るとともに、多様なニーズに対応するサービスのネットワークを、コミュニティ・ミニマムとして地域住民とともに策定していかなければならない。その線上に施設として担うべき分担を位置づけ、施設を地域のなかに開き、地域が施設に開かれることを目指すことである。

③ 養護施設の社会化

すでに「施設の社会化」については、施設と地域社会との援助、利用、学習の相互関係の構造としてとらえられ、①処遇の社会化、②運営の社会化、③問題の社会化ということで検討がなされている。具体的には①施設の物的・人的資源の地域開放、②地域の社会資源の活用ということでその項目もあげられている。（前掲、東社協「福祉施設と地域社会」）

しかし、施設の社会化が問題とされる時、それがあくまでも入所者にとって意味をもつものでなければならず、また地域社会に対する貢献も、施設そのものの専門的機能の確立がその前提となるべきである。単なる施設の物的、人的資源の地域開放と地域の社会資源の活用にとどまるものでなく、より積極的な意図と展望が含まれなければならない。

(1) 家庭的養護との関連

里親制度が停滞している現在、乳幼児の養護相談が漸増するなかで、児童養育センターの設置と養育家庭制度の導入、あるいは週末里親と短期入所の弾力的な活用など、家庭的養護と施設養護の連携、さらにはその関連をより有機的なものにする統合の方向が必要になってきている。

(2) 相談、治療機関との関連

情緒障害児短期治療施設の整備が遅れていることもあり、かなり情緒障害児の相談、治療に対する期待が養護施設にもかけられている。これは入所児童の中に増加してきている情緒障害児に対応するための収容治療セン

ター（Residential Treatment Center）の役割を果たすものであるが、同時に地域のニーズに応えようとするものでもある。

(3) 他の施設との関連

家庭崩壊が起る以前に施設が利用されることが必要であり、また、緊急保護、短期入所、夜間保育などのニーズに即した運用が望まれるようになってきている。また、学童保育の実施、地域福祉センター的機能の充実、そして子どもの社会化、生活の社会化の視点から必要な諸資源の造成、活用がますます重要になってきている。

養護施設が子どもの人権を守る立場から専門的な治療、教育的機能を確立させれば、地域社会との「協働」の有機的關係は多様な形で展開することができる。施設の内外を問わず動員可能な資源を積極的に活用して、入所者に対する問題解決の専門的力を高めなければならない。その上で、その力量を有力な資源として地域社会の問題解決のために活用していく。その内容は、地域のニーズと施設の立地条件、内外の資源を構成する要素ならびに「施設の社会化」の発展段階により多様である。

III 養護施設の社会化の実態

〔調査の概要〕

「施設の社会化」とは何か、また「養護施設の機能と地域社会」の相互関係をいかにとらえるかについてⅠ、Ⅱで述べてきた。この基本的な考え方をもとにして、実際に養護施設は地域社会とどのような相互関係をもっているのかその実態を明らかにするために調査を行った。施設側の調査だけでなく、地域住民にも行わなければならないが、今回はその第一歩として施設側に焦点を当て、施設職員に対して次のような観点から質問紙記入法により行った。

① 現時点における施設の概要——施設内設備の実状、養護施設と同一敷地内で行っている他の事業の状況、施設の周辺地域の状況など客観的事実に関する設問

② 施設と地域社会との関係——児童や幼児が通学している学校や保育園との関係、地域社会のプログラムへの参加状況、施設の他の機関との関係、ボランティアの受け入れ状況、施設職員の地域へのサービスの状況、後援会活動の状況、卒園児との関係などから、地域社会との連携の実態を把握するための設問

③ 養護施設が地域社会との関係を保持し、新たに創り出していくことに対する施設職員、関係者の意見及び認識を知る——施設児童にとって、職員にとって、施設運営管理上、地域住民にとって、行政にとって、それぞれポジティブとネガティブな内容を同数撰択肢に○印を

記入する方法を加えた設問と今後の養護施設の機能についての意見

④ 「施設の社会化」に対しての具体的内容、「地域の範囲」とらえ方、「養護施設に期待される役割機能」についての自由記述。

<調査期間>昭和52年度全国養護施設長研究協議会開催期間の11月12日～14日で、期間中に記入不可能であった施設に関しては、後日郵送してもらった。

<調査対象>全国養護施設長研究協議会に参加している養護施設職員と関係者 298名

<回収率>配布用紙 358枚, 回収用紙 300枚(内不能2枚), 回収率83.2%

<回答者について>(施設長66.9%, 児童指導員15.7%, 書記9%, 保母5.6%, その他0.7%), その他11人(児童相談所職員, 大学教員等)

<施設の概要>

第1表 設立年月日

| 項 目 | % |
|------------|-------|
| 明治 | 12.6 |
| 大正 | 4.5 |
| 昭和(1～20年) | 10.1 |
| 昭和(21～35年) | 58.2 |
| 昭和(36年以降) | 3.5 |
| N. A | 11.1 |
| 合 計 | 100.0 |

第2表 設置主体

| 項 目 | % |
|--------|-------|
| 都道府県立 | 2.1 |
| 市町村立 | 4.2 |
| 社会福祉法人 | 88.9 |
| 宗教法人 | 1.4 |
| 財団法人 | 2.1 |
| その他 | 1.0 |
| N. A | 0.3 |
| 合 計 | 100.0 |

第3表 施設所在地域

| 項 目 | % |
|---------|-------|
| 北海道, 東北 | 10.5 |
| 関 東 | 18.1 |
| 中 部 | 18.1 |
| 近 畿 | 19.5 |
| 中国, 四国 | 17.4 |
| 九州, 沖縄 | 13.2 |
| N. A | 3.2 |
| 合 計 | 100.0 |

第4表 児童定員

| 項 目 | % |
|----------|-------|
| 50人以下 | 39.4 |
| 51～100人 | 46.3 |
| 101～150人 | 10.5 |
| 151人以上 | 3.1 |
| N. A | 0.7 |
| 合 計 | 100.0 |

第5表 職員数

| 項 目 | % |
|--------|-------|
| 15人以下 | 23.0 |
| 16～20人 | 35.5 |
| 21～25人 | 17.1 |
| 26人以上 | 24.1 |
| N. A | 0.3 |
| 合 計 | 100.0 |

施設周辺の地域環境は住宅地域61%, 農業地域31%, 商業地域3%, その他5%である。また, 人口密集地からの距離は, その中心部にある施設が36%, かなり離れた所が55%, 非常に離れた所7%である。

養護施設と同一設置主体によりその敷地内に他の施設が設置されている所が36%ある。その主なものは保育所, 幼稚園, 教会, 寺院, 病院, 診療所, 学校, 老人ホーム, 母子寮, 障害児施設等である。

1. 地域のとらえ方

① 地域の範囲

施設と地域社会の相互関係を考える場合, 地域をどのようにとらえ, その範囲をどの程度とするかによってその関係のあり方は異なってくる。「養護施設の機能を考える場合に地域の範囲を具体的にどのように考えますか。」という質問への回答は, 学区区単位(小学校区あるいは中学校区)と行政区域単位(市町村)が妥当とするものが多い。その他, 児童相談所, 福祉事務所, あるいは公民館や図書館などの管轄範囲がよいという意見もかなりみられる。また, 少数ではあるが施設入所児童の保護者の居住範囲を考慮して, 日帰りの出来る程度がよいとするものや, 養護計画を明確にしたうえで地域設定の必要性を指摘する意見もある。児童や職員の生活圏と, 地域社会に機能する施設の役割とを関連させて考えていくことが必要であろう。

② 地域との関係

施設と地域との関係を施設職員はどのように思っているのだろうか。「良い関係にある」と答えた者が60%, 「ふつう」が32%, 「良くない, 何ともつかめない」が6%である。90%強が地域との関係を「良い」かあるいは「ふつう」と認識しているわけである。これは施設が日頃から努力をし, その効果が上っていることを示すのであろう。しかし, 後にふれる施設の社会化を阻む要因として, 多数の回答者が地域住民の施設無理解をあげていることと重ねあわせて考えると, 地域住民と表面上問題がないということと, 実質的に良い関係にあるということとの間には大きな開きがありそうである。この差をいかにうめていくかが施設の社会化の具体的な課題の一つである。

2. 施設児童の生活と地域との関係

養護施設で生活している子どもが, 施設という限られた世界だけでなく, 一般の家庭の子どもと同じように地域社会の中で, 年齢に応じてその生活圏を広げ, 経験を豊かにすることが望まれる。施設の社会化はまずこの点を目ざして進められる。

① 学校と幼児の保育

90%以上の施設で小中学生は地域の公立学校に通学しており、施設内の学校に行っているのは4施設だけである。ほとんどの児童が学校を媒体として地域とのつながりを持っているといえよう。

第6表 幼児の昼間保育

| 項 目 | % |
|-----------------|-------|
| 施設内保育のみ | 40.1 |
| 全員地域の幼稚園・保育園に通う | 10.4 |
| 一部地域の幼稚園・保育園に通う | 40.9 |
| 施設内保育に地域の幼児が参加 | 3.2 |
| その他 | 5.0 |
| N. A. | 0.4 |
| 合 計 | 100.0 |

幼児の昼間保育の状況は第6表に示すように、施設内で施設の幼児だけを保育しているところと、一部の幼児(学齢前の5歳児が多い)は、地域の幼稚園か保育園に通わせているところがほぼ同数で、それぞれ約40%である。全員地域の保育施設に通っているのは約10%、施設内保育に地域の幼児が加わっているのが約3%である。

施設で生活している幼児の社会性の発達にとっては、地域の保育施設に通園する方が望ましいことであろうが、施設及び地域の状況により柔軟性をもって対処し、施設の幼児と地域の幼児の交流、父兄との交流ができるようになる工夫をしていきたいものである。

② 友達との交流

施設児童と地域の児童の交流状況は、「友達施設によく来たり、友達の家にもよく行く」と、双方往來のある児童の多い施設が42%、「友達は施設に来るが、友達の家には行かない」者が多い施設が27%、反対に「友達は施設に来ないが、友達の家には行く」者が多い施設が11%、「施設児童だけで遊ぶ」者が多い施設が13%である。

施設に友達は来るが自分では友達の家に行かない者が多い所と、施設児童だけで遊ぶ者が多い所とを合すると約40%である。

③ 地域の施設や機関の利用と地域活動への参加

養護施設は一般家庭にくらべると、ある面では施設、設備は整っており、施設内でかなりの欲求を充足できるが、それだけでは十分ではなく、外に出て現実社会に触れ、経験を広げていくことが必要である。その状況を知る一端として、児童が日常生活のなかでどの程度地域社会の施設や機関を利用したり、地域活動に参加しているかをみたのが第7表である。

地域活動、行事への参加率の方が施設利用率よりやや

第7表 地域の施設・機関の利用と地域活動への参加状況

| 項 目 | 地域の施設 % | 地域活動 % |
|--------------|---------|--------|
| よく利用・参加する | 30.3 | 34.8 |
| 時々利用・参加する | 51.9 | 55.1 |
| ほとんど利用・参加しない | 13.6 | 8.5 |
| N. A. | 4.2 | 2.1 |
| 合 計 | 100.0 | 100.0 |

第8表 利用する地域の施設・機関の種類 (M. A.)

| 項 目 | 実数 | % | 回答者数×100 実人数 |
|--------------|-----|-------|-----------------|
| 公園・遊び場 | 163 | 24.7 | 56.8 |
| 図書館 | 56 | 8.5 | 19.5 |
| 児童館 | 27 | 4.1 | 9.4 |
| 公民館 | 26 | 3.9 | 9.1 |
| コミュニティー・センター | 1 | 0.2 | 0.3 |
| プール・体育館 | 125 | 18.9 | 43.6 |
| 文化施設 | 16 | 2.4 | 5.6 |
| 教会・寺院・神社 | 60 | 9.1 | 20.9 |
| 商店・デパート | 92 | 13.9 | 32.1 |
| 一日里親・週末里親 | 56 | 8.5 | 19.5 |
| 一般家庭 | 23 | 3.5 | 8.0 |
| その他 | 11 | 1.7 | 3.8 |
| N. A. | 4 | 0.6 | 1.4 |
| 合 計 | 660 | 100.0 | |

高くなっているが、ほぼ同じ状況で、3割強の施設が「よく利用、参加」しており、5割強の施設が「時々利用、参加」している。

第8表は児童の利用する地域の施設、機関の種類とその利用状況である。「公園、遊び場」「プール、体育館」「商店、デパート」の利用率が高い。地域活動への参加としては、お祭、盆おどり、運動会、町内子ども会などが多くなっている。

東社協が昭和49年に行った「施設の社会化現況調査」(東社協、前掲資料)によれば、都内の社会福祉施設の地域資源利用状況は、「利用している」54%、「利用していない」43%である。養護施設は他の社会福祉施設の平均に比較すれば、地域の一般的施設の利用率はかなり高くなっている。

児童が日常生活のなかで直接利用する施設のほかに、施設職員が児童の処遇向上のために地域の専門施設、機関をどの程度利用しているであろうか。約80%の施設が利用しているが、その主なものは病院・診療所・保健所などの医療機関が最も多く43%、次いで善意銀行、ボラ

ンティアセンター、社協が30%である。児童問題への対応として利用しているものに警察、家庭裁判所が12%、精神衛生センター、教育相談所が9%である。「養護児童の質的变化」ということが言われるように、非行問題をもつ者、情緒障害児、学習遅滞児などが数多く入所してくる。これらの児童や家族に適切な処遇を行うために、養護施設には職員の専門性を自ら高めるとともに、地域の専門施設との連携をどうすすめていくかが今後の課題であろう。

④ ボランティアとの交流
96%の施設がボランティアを受け入れている。直接子どもとふれ合うものとしては、「児童の遊び相手」「学習指導」「趣味やクラブの指導」「レクリエーション指導」「理髪サービス」などがある。これらのボランティアを通して施設の児童はいろいろな立場の人々と交わる貴重な経験を得ている。ボランティアについて詳しくは後述べる。

⑤ 家族との関係

児童にとって最も大切な家族とのつながりがどうなっているかということは、地域社会に機能する養護施設のあり方を考えるうえで重要な視点である。

家族の面会状況、児童の帰宅状況に関して調べた結果は、個人差が大きく、はっきりした傾向はつかめないが、面会に来るよりも児童が帰宅する率が高くなっている。定期的に家族の面会のある者が多い施設が9%、定期的に帰宅する者が多い施設が27%である。

⑥ 卒園生の状況

施設児童の生活実態を地域社会との関連でとらえる時に、施設を出てからの児童の状況と結びつけて考える事

第9表 卒園生が社会に出て起すトラブル (M. A.)

| 項目 | 実数 | % | 回答者数 実人数 ×100 |
|------------|-----|-------|------------------|
| 経済問題 | 55 | 8.1 | 19.4 |
| 仕事上のミス | 29 | 4.3 | 10.2 |
| 職場での人間関係 | 220 | 32.7 | 77.7 |
| 家族関係 | 64 | 9.5 | 22.6 |
| 友人関係 | 55 | 8.1 | 19.4 |
| 恋愛・結婚問題 | 63 | 9.3 | 22.3 |
| 非行問題 | 57 | 8.4 | 20.1 |
| 交通事故 | 25 | 3.7 | 8.8 |
| 病 気 | 13 | 1.9 | 4.6 |
| 生活全般のだらしなさ | 53 | 7.9 | 18.7 |
| その他 | 23 | 3.4 | 8.1 |
| N. A. | 18 | 2.7 | 6.4 |
| 合 計 | 675 | 100.0 | |

も必要である。

卒園生からの連絡状況、どういう時に連絡をしてくるかについての報告はここでは省略をし、卒園生が社会に出てから起すトラブルの内容についてのみふれることにする。

第9表にみるように、「職場での人間関係」が群を抜いて多く、次いで「家族関係」「恋愛、結婚問題」である。ここでみられる大きな特徴は、トラブルの原因が「人間関係」そのものということである。施設内の限られた人間関係、狭い生活経験がその主な原因の一つとして考えられよう。施設での処遇のあり方に問題はないか検討をしてみる必要がある。

3. 施設と地域住民との相互関係

これまで児童の生活に焦点を合せて地域社会との関係を見てきたが、ここでは施設の全体的機能と地域住民とのかかわりを中心に施設の社会化の状況をさぐる。

① 地域住民との関係

施設職員が地域住民とどのような交流をもっているかということ、第10表にみるごとく学校関係を中心としてい

第10表 学校教師、地域住民との関係 (M. A.)

| 項目 | 実数 | % | 回答者数 実人数 ×100 |
|--------------------|-----|-------|------------------|
| 学校での父母会で話し合う程度 | 131 | 24.8 | 46.1 |
| 特別な場合に連絡をとり合う程度 | 59 | 11.2 | 20.8 |
| P.T.A役員等を積極的にひきうける | 120 | 22.7 | 42.3 |
| 施設で学校教師との懇談会をもつ | 153 | 29.1 | 53.9 |
| 施設で地域住民との懇談会をもつ | 28 | 5.3 | 9.9 |
| その他 | 33 | 6.1 | 11.6 |
| N. A. | 4 | 0.8 | 1.4 |
| 合 計 | 528 | 100.0 | |

ることがわかる。学校での父母会で話し合ったり、P.T.Aの役員を引き受けたり、教師との懇談会を施設で行っている。しかし、学校を媒体とせず、純粋に地域住民との会を施設でもっている所はほんのわずかである。

次に施設職員の地域活動への参加状況を見ると、「参加している」施設が66%、「していない」施設が31%であり、およそ3対2の割合である。参加している地域活動の種類は第11表のように、町内会、自治会活動が最も多くなっている。青少年問題協議会委員や民生委員、保護司などは、施設職員としての信頼性、ある程度の専門性をいかしての地域活動といえよう。

第11表 地域活動の種類 (M. A.)

| 項目 | 実数 | % |
|------------|-----|-------|
| 自治会等の地域活動 | 86 | 29.0 |
| 自主的な研究活動 | 21 | 7.1 |
| サークル活動 | 41 | 13.8 |
| 青少年問題協議会委員 | 48 | 16.2 |
| 民生委員・児童委員 | 28 | 9.4 |
| 保護司 | 24 | 8.1 |
| その他 | 46 | 15.4 |
| N. A. | 3 | 1.0 |
| 合計 | 406 | 100.0 |

施設職員が地域活動を行う場合には、仕事の一環として専門的に行う面と地域の一住民としての立場で参加する面とがあると思われる。前者の場合はコミュニティ・ワーカーとしての力量が必要である。後者の場合は最近次第に職員の通勤制をとる施設がでてきているが、仕事と生活の場が離れ、職員に地域住民としての意識も育ちにくく、またきびしい現在の労働条件のなかでは、その時間的余裕も見出せないであろう。むずかしい問題である。

② ボランティアと施設との関係

施設と地域を結ぶ貴重な役割をボランティアは荷っている。今回の調査では96%の施設がボランティアを受け入れている。都内の社会福祉施設のボランティア受け入

第12表 ボランティア・グループの種類 (M. A.)

| 項目 | 実数 | % | 回答者数 実人数 ×100 |
|----------|-----|-------|------------------|
| グループ | | | |
| 町内会の婦人会 | 103 | 10.5 | 37.3 |
| 農協の婦人部 | 20 | 2.0 | 7.2 |
| 宗教団体 | 95 | 9.7 | 34.4 |
| 大学生のグループ | 138 | 14.2 | 50.0 |
| 高校生のグループ | 119 | 12.3 | 43.1 |
| 勤労者のグループ | 154 | 15.8 | 55.8 |
| その他のグループ | 68 | 7.0 | 24.6 |
| 個人 | | | |
| 主婦 | 66 | 6.7 | 23.9 |
| 学生 | 65 | 6.6 | 23.6 |
| 生徒・児童 | 18 | 1.8 | 6.5 |
| 勤労者 | 73 | 7.5 | 26.4 |
| 老人 | 20 | 2.0 | 7.2 |
| その他 | 20 | 2.0 | 7.2 |
| 不明 | 19 | 1.9 | 6.9 |
| 合計 | 978 | 100.0 | |

れ率43%に比べ、極めて高率である。(前掲、東社協資料)

ボランティアの来訪回数は、平均して月1回が24%、週1回が23%、月に2~3回が19%である。ボランティアとしてグループでくる者が72%、個人が29%である。グループの種類は学生、勤労者、婦人会、宗教団体が多い。(第12表参照)

活動内容は先に児童の生活の所でふれたように、直接児童に接するものとして、第13表のように「遊び相手」「学習指導」「趣味やレクリエーション指導」などが多い。その他には労働率仕(洗たく、掃除など)が高率を示しているが、管理的、事務的な仕事や、専門技術の提供は少ない。

第13表 ボランティアの活動内容 (M. A.)

| 項目 | 実数 | % | 回答者数 実人数 ×100 |
|------------|-----|-------|------------------|
| 労働率仕 | 186 | 21.5 | 67.4 |
| 管理・事務的仕事 | 5 | 0.6 | 1.8 |
| 児童の遊び相手 | 195 | 22.5 | 70.7 |
| 学習指導 | 119 | 13.8 | 43.1 |
| 趣味・クラブの指導 | 88 | 10.2 | 31.9 |
| レクリエーション指導 | 85 | 9.8 | 30.8 |
| 理髪・美容 | 164 | 19.0 | 59.4 |
| 専門技術 | 5 | 0.6 | 1.8 |
| その他 | 16 | 1.8 | 5.8 |
| N. A. | 2 | 0.2 | 0.7 |
| 合計 | 865 | 100.0 | |

ボランティア係を置いている施設は64%、置いていない施設が34%ある。ボランティア係には児童指導員がなっている場合が一番多く50%、施設長が18%、主任保母が15%である。

③ 地域住民への施設サービスの提供

次に施設が地域住民にどのようなサービスを提供しているかという面から相互関係をみてみよう。

まず地域住民への施設の建物、設備の開放状況は、60%の施設が現に開放しており、今後する予定している所を合せると70%近くになる。開放している設備は第14表のとおりである。

施設設備を開放することは必ずしも施設と地域の双方のプラスになるとは限らない。ただ開放すれば良いということではなく、施設側としてどういう条件を整え、協力体制をとればよいかを具体的に検討し、相互理解のきっかけとしての有効な方法を考えたいものである。

地域住民へのサービスとして職員のもつ専門的機能の

第14表 開放している施設、設備の種類 (M. A.)

| 項 目 | 実 数 | % |
|---------------|-----|-------|
| 庭 室 | 100 | 27.7 |
| 会 議 室、集 会 室 | 95 | 26.2 |
| 体 育 館、プ ール | 39 | 10.8 |
| 保 育 室、遊 戯 室 | 28 | 7.7 |
| 駐 車 場 | 28 | 7.7 |
| 図 書 室 | 20 | 5.5 |
| ゲ ス ト ・ ハ ウ ス | 5 | 1.4 |
| 炊 事 設 備 | 5 | 1.4 |
| 医 療 設 備 | 3 | 0.8 |
| そ の 他 | 31 | 8.6 |
| N. A. | 8 | 2.2 |
| 合 計 | 362 | 100.0 |

提供状況は、「すすんで提供している」19%、「地域からの要請に応じて提供する」29%、「提供していない」49%である。提供しているところといないところと、ほぼ半数ずつであり、施設設備の開放率に比べるとかなり低くなっている。

第15表 提供している職員の専門的機能 (M. A.)

| 項 目 | 実数 | % | 回答者数×100 実人数 |
|------------------|-----|-------|-----------------|
| 相 談・指 導 | 48 | 19.2 | 35.0 |
| 心 理 判 定・指 導 | 7 | 2.8 | 5.1 |
| 医 療 | 5 | 2.0 | 3.6 |
| 幼 児 保 育 | 16 | 6.4 | 11.7 |
| 学 童 保 育 | 7 | 2.8 | 5.1 |
| 子ども会やボーイ・スカウトの指導 | 41 | 16.4 | 29.9 |
| レクリエーションやスポーツの指導 | 58 | 23.2 | 42.3 |
| 学 習 指 導 | 6 | 2.4 | 4.4 |
| 講座等の開催の企画 | 14 | 5.6 | 10.2 |
| 講 師 の 派 遣 | 40 | 16.0 | 29.2 |
| そ の 他 | 2 | 0.8 | 1.5 |
| N. A. | 6 | 2.4 | 4.4 |
| 合 計 | 250 | 100.0 | |

第15表はどのような専門的機能が提供されているかを示したものである。「レクリエーションやスポーツ指導」「子ども会やボーイスカウトの指導」や、「相談・指導」「講師の派遣」などが多く、その他はごくわずかである。

「今後養護施設に期待される役割について」の自由記述のなかには、「地域の児童福祉センターの役割」をあげ、地域の児童や家庭の相談、指導、学童保育、里親家

庭の開拓、指導、児童の健全育成に関する資料の収集と情報の提供などを行うことが提案されている。

次に、施設の行事や日常プログラムへの地域住民の参加状況を見ると、「参加している」71%、「参加していない」27%である。行事の種類はクリスマス会、運動会、子ども会、学園祭が多い。地域住民への施設サービスの提供としてこれまでみてきた施設設備の開放、職員の専門的機能の提供に比べると、施設行事に住民が参加している率が一番高いことになる。

4. 施設運営と地域の関係

① 地域住民の施設運営への参加

養護施設は地域の福祉施設として住民から支えられ、かつ住民の要望、意見を民主的に反映した施設運営を行っているであろうか。

後援会組織の有る施設が39%、無い施設が56%である。また、地域住民が施設の理事や評議員などに就任している施設が51%、していない施設が40%である。「施設運営、処遇向上のために、地域住民の意見が反映されるような機会を持っていますか」という質問には、あると答えた施設が19%、ないという答えが71%である。住民の意見の吸上げはまだまだ少ない現状である。あると答えた施設で具体的に行っている方法は、職員が町内会の役員をしたり、PTAの会合などで住民の意見を聞いたり、町内会役員が施設の評議員になっており、その役員を通して住民の要望を把握するなどである。わずかではあるが、定期的に地域代表者と懇談会を持ったり、施設開放日を設けて来訪者と話し合ったり、地域住民にアンケート調査を行っている施設もある。

今後、施設と地域住民の相互関係を深めていくに当り、住民の施設に対する要望、意見を十分に聴取し、それを聞き放しではなくどのように施設運営にとり入れ、児童処遇の向上、地域福祉の充実を実現するかのプロセスが大切になってくる。

② 保護者の施設運営への参加

児童の保護者の施設運営への係わりをみると、保護者会が組織されている施設はわずか2%であり、90%の施設には児童の保護者同士の連絡、連携はないのである。同じ児童福祉施設でも障害児施設の保護者会組織率73%（前掲、東社協資料）に比べると、養護施設の性格上やむを得ないとはいえ、あまりにも低すぎる。施設側からの積極的な働きかけと支援が必要である。

保護者の希望や意見が施設運営に反映される機会については、ある施設が15%、ない施設が73%である。養護施設は親や家族の協力を得ることがいろいろとむずかしい条件が多いが、施設運営の民主化をすすめる児童とその

家族の人権を尊重し、その生活を保障していくためには欠かすことのできないポイントであろう。

③ 地域住民の施設理解のための活動状況

地域住民が施設への関心を高め、理解を深めるためには、施設が積極的に養護問題、施設問題を地域の人々に知らせる努力をし、学習の機会を提供しなければならない。

定期的に「園だより」や広報紙を発行している施設が29%、発行していない施設が59%である。発行されたものは、町会に依頼して回覧したり、近所に配布したり、後援会会員に送付したり、来訪者に手渡されたりしている。

広報誌等の発行の他に、実際に施設が現在行っている啓蒙活動には次のようなものがある。

- 見学者やボランティアの積極的な受け入れ
- 実習生指導の充実
- ボランティアスクール、母親学級、幼児教育講座、保専や短大で講義をする
- 施設行事へ住民の参加をよびかける
- 市の広報誌、新聞、雑誌に執筆したり、ラジオやテレビに出演する
- 後援会組織を広げ、活動を充実させる

以上、施設の社会化の実態について概略を述べてきたが、施設と地域社会との相互作用の過程は部分的にはかなり進んできている面もあるが、全体的にはやっとその緒についたところであり、今後の方向、具体的方法を模索している段階といえよう。

IV 施設の社会化に対する考え方をめぐって

前章では、施設の社会化の具体的内容及び現況についての実態を略述してきたが、ここではその背景にある施設

職員の意識を「児童施設職員、施設運営、管理上、地域住民、行政にとってどんな意味をもつか」という観点から考察してみたい。

(注：この章で扱う統計表は一貫して2項目回答をした者が14名あったが、考え方の傾向に意味があるので採用し、回答303とした)

1. 児童にとって

第16表にみるように「児童の生活の場の拡大とそれにとりなう地域社会での豊かな体験の良さ」をあげているものが、回答者の49.9%と過半数を占め、同じく「人間関係の拡大」をあげているものが36.8%となっている。いわば86.7%のものが、児童にとってはプラスである事を示している。しかしごく僅かではあるが、マイナス点をあげているもの、施設内の児童生活の充実を強調しているものもあることに注目しなければならない。それらを職種別にみると第17表のように、直接処遇にかかわる

第17表 職 種 別 (%)

| 施設児童にとって 職 種 | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | 計 |
|-----------------|------|------|-----|-----|-----|-------|
| 総 数 | 39.8 | 54.0 | 2.4 | 1.4 | 2.4 | 100.0 |
| 施 設 長 | 42.6 | 49.5 | 2.7 | 2.1 | 3.2 | 100.0 |
| 書 記 | 40.0 | 56.0 | 4.0 | — | — | 100.0 |
| 保母・指導員 | 31.0 | 65.5 | 1.7 | — | 1.7 | 100.0 |
| そ の 他 | 38.9 | 61.1 | — | — | — | 100.0 |

保母、指導員に「生活の場の拡大と豊かな経験の意味」をあげているものが他の職種よりも多い。施設長は立場上、諸種の考え方があり、(1)と(2)との差は殆んどない。児童の成長にとって積極的な人間関係の拡がりや豊かな経験に処遇職員は意義付けを明確にしている。次に年齢別で大きな差はみられないが、40歳代後半の施設長に否

第16表 児童にとって

| 項 目 | 実 数 | % | |
|---|-----|-----------|-----------|
| | | 回答数 × 100 | 施設数 × 100 |
| (1) 施設内の人間関係だけでなく、いろいろな立場の人と接することができプラスになることが多いと思う。 | 114 | 36.8 | 38.3 |
| (2) 生活の場が広がり、地域社会のなかで豊かな体験をつむことができ良いと思う。 | 155 | 49.9 | 52.0 |
| (3) 情緒不安や事故を起す危険性の方が多く、あまり処遇効果は期待できないと思う。 | 6 | 2.3 | 2.3 |
| (4) 児童のプライベートな時間や場所が侵されるのではないかと思われる。 | 3 | 1.3 | 1.3 |
| (5) 地域住民の理解がないので、むしろ施設内での生活を充実させた方がよいと思う。 | 7 | 2.6 | 2.7 |
| (6) そ の 他 | 6 | 2.3 | 2.3 |
| 無 回 答 | 12 | 4.8 | 5.0 |
| 合 計 | 303 | 100.0 | |

第17表 職員にとって

| 項 | 目 | 実 数 | $\frac{x}{\text{回答数}} \times 100$ | $\frac{x}{\text{施設数}} \times 100$ |
|-----|--|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | | | % | % |
| (1) | 地域社会から注目され、期待されることによって、職員の専門性を高めることができる。 | 84 | 27.4 | 28.2 |
| (2) | 職員の視野が広まり、自己の仕事を客観的に評価することができる。 | 175 | 57.3 | 59.1 |
| (3) | 職員の労働過重となるので、現状ではよいと思わない。 | 18 | 6.2 | 6.4 |
| (4) | 施設児童にかかる時間が少なくなるので、よいと思わない。 | 8 | 2.9 | 3.0 |
| (5) | その他 | 2 | 0.7 | 0.7 |
| | 無 回 答 | 16 | 5.5 | 5.8 |
| 合 計 | | 303 | 100.0 | |

定的要素を指摘しているものがある。地域別でみると関東、関西(大阪を中心とした)に否定的な意見をもつ施設長が目立つ。いわば「情緒不安定性や事故」を起す危険性をあげ処遇効果のマイナスを強調し、さらに児童のプライバシーの侵害をあげている。それも設立の新しい施設にあることがわかる。いわば地域とのつながりが新しい設置の為に出来ていない場合と想定できよう。

2. 職員にとって

施設の社会化が職員にとって如何なる影響があるかをみたのが第17表である「職員の視野が広まり、自己評価の機会が与えられる」という職員の日常の働らぎに関連した考え方を示したものが57.3%であり、次いで「地域社会から期待され、専門性の高まりを自ら期待できる」と施設職員の専門性を強調したものは27.4%で、前者の半数となっている。「職員の労働過重」をあげて否定的な考え方を示しているものが6.2%「児童に対応する時間の減少」をあげているもの2.9%、あわせて9.1%の否定的な回答が示されている。この背景には、施設の状況との関連で検討してみなければならない課題が潜在していると思われる。

第18表 職 種 別 (%)

| 職員にとって | (1) | (2) | (3) | (4) | 計 |
|--------|------|------|-----|-----|-------|
| 総 数 | 29.1 | 61.2 | 6.6 | 3.1 | 100.0 |
| 施設長 | 30.9 | 57.1 | 7.9 | 4.2 | 100.0 |
| 書記 | 4.2 | 54.2 | 4.2 | — | 100.0 |
| 保育・指導員 | 19.3 | 73.7 | 5.3 | 1.8 | 100.0 |
| その他 | 23.5 | 76.5 | — | — | 100.0 |

これを職種別にみると第18表の如く、施設長と処遇職員との間に差がみられる。施設長は、地域社会からの期待と専門性の向上を願う考え方が強いのに対し、処遇職員は、視野の拡大という自己に向けての評価となっている

ことがわかる。次いで設置主体別でみると民間(社会福祉法人)に積極的な考え方を示すものが90.3%と高率を示しているが、市町村立の場合は、やや低く「労働過重」を主張している者もみられる。否定的な考え方の者は16.7%である。関東、東京周辺地域及び大阪、神戸、京都の周辺地域の施設で、とくに県府立の場合は、職員の客観的評価の機会となることをあげて、肯定的な回答をみているものは83.3%にのぼっている。そして地域に期待される事よりも、職員としてのあり方に対する問いなおしの機会とすることへの積極的な姿勢と受けとめられるのである。年齢別で大別してみると、20歳代に自己評価の機会となることの意味をあげ、年齢を重ねることと比例して、専門性の高度化への契機となることや、地域社会に期待されることへの意味を強調する回答が多くなっている。

3. 施設管理運営上にとって

第19表によると「物心の援助が得られてプラスになる」とするものが50.1%である。さらに「地域社会のニーズを早く把握される」それへの対応をすることによって「施設の機能が高められる」とする回答は36.8%、前者を含めて86.9%の肯定的な意見が示されている。職種別でみると、積極的な意見を強調しているのは直接処遇職員の保育、指導員である。管理面の色彩の強い立場にある施設長、書記は、むしろ物質的、精神的援助関係にウェイトがかかった回答が多い。

地域社会に施設が理解されるように運ぶことの方が、地域社会の問題やニーズを発見し的確に把握するまでには時間がかかり困難性は高い。また職員の質の問題も問われ、現在の施設能力そのものにかかわってくるのである。また地域の状況によっても左右されるものである。設置主体別でみると民間施設に(1)の回答が多く、(2)には都道府県立の施設職員の回答が多くなっている。年代別では30歳~40歳代の職員が(2)の意見が強く、施設の

第19表 施設の運営管理上

| 項 | 目 | 実 数 | $\frac{x}{\text{回答数}} \times 100$ | $\frac{x}{\text{施設数}} \times 100$ |
|-------|---|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | | | % | % |
| (1) | 地域住民の理解が深まることにより、物質的、精神的に多くの援助が得られプラスになる。 | 152 | 50.1 | 51.0 |
| (2) | 地域のニーズを早く把握、施設の機能を高めることに役立つ。 | 112 | 36.8 | 37.6 |
| (8) | 施設内の事で精一杯の現状では、地域との関係を深めることは負担を増し望ましくない。 | 18 | 5.9 | 6.0 |
| (4) | その他 | 4 | 1.3 | 1.3 |
| 無 回 答 | | 17 | 5.9 | 6.0 |
| 合 計 | | 303 | 100.0 | |

第20表 職 種 別 (%)

| 職 種 | 運営管理にとって | | | |
|-----------|----------|------|-----|-------|
| | (1) | (2) | (3) | 計 |
| 総 数 | 53.7 | 39.9 | 6.4 | 100.0 |
| 施 設 長 | 56.1 | 35.8 | 8.0 | 100.0 |
| 書 記 | 63.6 | 31.8 | 4.5 | 100.0 |
| 保 母・指 導 員 | 43.6 | 52.7 | 3.6 | 100.0 |
| そ の 他 | 47.4 | 52.6 | — | 100.0 |

機能の方に苦慮し、その変革の必要性を感じていることがわかる。施設長の自由回答の中に次のような見解が示されていた。「コミュニティ・ワークを積極的にすすめていく事の必要性を感じているが、職員配置の余裕がもてない」「より専門的治療的施設の機能を明確に示す事が大切である」「養護施設は、問題処理能力をもち、場合によっては治療能力をもっているべきである」等々可成り積極的な、地域の要求にフレキシブルに対応することの必要性をあげている。職員養成の改正や、施設運営の変革の必要性をあげている施設長があり、30歳後半から40歳代の若年管理者の意見である。目立っている点では、地域別に見ると関東、東北に比して西日本の施設により積極的な意見をもっているものが多いことである。

第21表 地域住民にとって

| 項 | 目 | 実 数 | $\frac{x}{\text{回答数}} \times 100$ | $\frac{x}{\text{施設数}} \times 100$ |
|-------|--|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | | | % | % |
| (1) | 近隣の施設とつながりをもつことにより、福祉への住民参加の具体的な場を得ることができて良いと思う。 | 173 | 57.1 | 58.1 |
| (2) | 気軽に施設設備を利用し、職員のサービスを受けられることは、地域福祉の向上になり良いと思う。 | 89 | 29.4 | 29.9 |
| (3) | 施設が地域に働きかけることは住民にとって迷惑なことだと思う。 | 3 | 1.0 | 1.0 |
| (4) | 施設が存在すること自体が、地域にとっては迷惑なことだと思う。 | 4 | 1.3 | 1.3 |
| (6) | その他 | 7 | 2.3 | 2.3 |
| 無 回 答 | | 27 | 8.9 | 9.1 |
| 合 計 | | 303 | 100.0 | |

北海道、東北地区の施設では、「施設内のことで精一杯で、職員の負担となること」をあげて、ネガティブな意見をもつものが多い。地域住民にしても、東北地方独自の閉鎖的傾向と相まって、施設存在地の地理的条件ともかかわりが大きいといえよう。

「施設の機能は、住民のニーズに密着していなければ、施設児童に対する地域の偏見は、ぬぐいされない。したがって地域社会の人々が気軽に利用しうる機能を明示していく必要がある」とする意見も関西地区の施設職員の意識の傾向としてとらえることができる。

4. 地域住民にとって

養護施設が地域との関係を深めていくにあたって、施設側ではよい効果を期待し、その結果を期待している点はいなめない。第21表によると、「住民参加の契機、参加の場が身近かに得られる」という得点をあげているものが57.1%、「職員による専門的サービスが受けられ地域福祉の向上につながる」とするもの29.4%となっている。これは住民自身が意識として自覚していなければ、施設側で推測しても意味をなさないのである。

施設側としては、住民が真に施設存在によって得点を実感するような働きかけをしなければならぬ。「施設が地域社会に働きかけることは、住民にとって

は迷惑なことである」とみている者 1.0%、「施設の存在そのものが、地域住民にとっては迷惑だ」とするもの 1.3%ある。これらは単に数値の問題ではなく、内実的な問題として深く考えてみなければならない。

第22表 職 種 別 (%)

| 職種別 | 地域住民にとって | | | | |
|---------|----------|------|-----|-----|-------|
| | (1) | (2) | (3) | (4) | 計 |
| 総 数 | 64.1 | 33.3 | 1.1 | 1.6 | 100.0 |
| 施 設 長 | 62.2 | 33.9 | 1.7 | 2.2 | 100.0 |
| 書 記 | 65.2 | 34.8 | — | — | 100.0 |
| 保 母・指導員 | 71.2 | 28.8 | — | — | 100.0 |
| そ の 他 | 61.1 | 38.9 | — | — | 100.0 |

次にこれらの意見の職種別をみると第22表のように保母、指導員が、住民参加の場の提供について積極的な考えをもっており、地域住民にとってもプラスになることをあげていることは事実である。設置別をみると市町村立の施設に住民参加の具体的な展開につながることを強調していることがわかる。即ち、各市町村単位にボランティア講座などが盛に開催され、そのプログラムの一環として施設が活用されている経験からも、強く感じることになっているものと思われる。

5. 行政にとって

行政側にとって、施設が地域社会と結び付いていく方向が積極的になれば、第23表にみる如く、行政参加への具体化の契機になることをあげている者が51.5%となっている。施設がその地域社会の具体的なニーズをとらえる場としての位置付けをした場合に、きめ細かなニーズをとらえる機能を重視し、それが行政へ反映するように考えられるとするもの25.4%となっている。この項目での無回答の中には、行政不信の中味も含まれており、安上り施策への強調された意見も含まれているようにみえ

第23表 行政にとって

| 項 目 | 実 数 | $\frac{x}{\text{回答数}} \times 100$ | $\frac{x}{\text{施設数}} \times 100$ |
|--|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | | % | % |
| (1) 地域住民の福祉への理解が深まることによって、行政参加の具体化がはかれる。 | 156 | 51.5 | 52.3 |
| (2) 地域に開かれた施設を通じて地域のニーズをより早く、きめ細く把握することができる。 | 77 | 25.4 | 25.8 |
| (3) 地域福祉需要に対し、既存の施設機能のみによって応えることは安上り施策である。 | 16 | 5.3 | 5.4 |
| (4) 住民パワーの強化によって行政施策の不備を指摘されて困る。 | 2 | 0.7 | 0.7 |
| (5) そ の 他 | 4 | 1.3 | 1.3 |
| 無 回 答 | 48 | 15.8 | 16.2 |
| 合 計 | 303 | 100.0 | |

第24表 職 種 別 (%)

| 職種別 | 行政にとって | | | | |
|---------|--------|------|------|-----|-------|
| | (1) | (2) | (3) | (4) | 計 |
| 総 数 | 61.5 | 31.0 | 6.7 | 0.8 | 100.0 |
| 施 設 長 | 59.9 | 31.7 | 7.2 | 7.2 | 100.0 |
| 書 記 | 75.0 | 20.0 | 5.0 | — | 100.0 |
| 保 母・指導員 | 64.0 | 32.0 | 4.0 | — | 100.0 |
| そ の 他 | 53.3 | 33.3 | 13.3 | — | 100.0 |

る。回答者の職種別をみると第24表の如く、書記に「住民の福祉意識の向上と、それが行政参加の具体化につながる」とする意見が75.0%と高率を示している。施設長は(2)の回答にも31.7%を示し慎重な考え方であることがわかる。その中で行政関係者（児童相談所職員、県関係部署にいる者）は、安上り政策につながることを主張していることは興味深いことである。設置主体別では市町村立の施設が(1)の積極的行政参加の具体化をあげているものが多い。社会福祉法人の場合は、都道府県立の場合とはほぼ同じ傾向を示し、(1)と(2)の両者が同率となっている。年齢別でみると20歳代の者は、積極的な(1)(2)の回答を示し、40歳～50歳代の施設長に安上り施策を指摘しているものが多い。

以上、養護施設が地域社会との関係を通じてどのように機能したらよいか、その功罪についてのべてきたが、ここで総合的にみても第25表のように、どの項目についても肯定的な回答が多くあらわれていることに気付く。「行政にとって」を除いて他はすべて85%以上となっており、積極的な地域とのつながり、施設の開放などを自覚していることがわかる。ただし、問題なのは、いかに具体化をはかるかであり、その手順が重要となろう。地域は住民にとっても、施設児童にとっても生活の拠点であり、関係の契機を好ましい状態の中につかまねばな

第25表 総合的思考

| 項 目 | (%) | | | |
|--------------|------------|------------|-----|------|
| | 肯定的 考え方 | 否定的 考え方 | その他 | 無回答 |
| 児童にとって | 86.7 | 6.2 | 2.3 | 4.8 |
| 職員にとって | 84.7 | 9.1 | 0.7 | 5.5 |
| 施設管理・運営にあたって | 86.9 | 5.9 | 1.3 | 5.9 |
| 地域住民にとって | 86.5 | 2.3 | 2.3 | 8.9 |
| 行政にとって | 76.9 | 6.0 | 1.3 | 15.8 |

らない。いわば、施設側の地域社会住民の生活、意識の状況判断の如何に大きくかわりが出てくることになる。

社会化をはかることのそれぞれの立場にあるものの「功」を認めている姿勢が窺われることは、今後の養護施設のあり方を検討していくことに期待しうる事実としてみてよいのではなからうか。

5. これからの養護施設のあり方

前述してきたように、地域社会に機能する養護施設のあり方に関する意識はわかったが、具体的に何によって社会化をはかったらよいのかが重要課題である。ここに自由記述の中から（全調査回答の86.2%が意見をよせてくれた）いくつかを紹介してみよう。

▲施設の閉鎖性の打破をすることによって、地域の人々の自由な、そして気安さをつくり出すこと。

▲職員の意識の変革及び積極的、意欲的姿勢つまり主体性の確立をはかるべきである。

▲職員自身が、地域住民のひとりだという意識をもって、自然に地域住民とつきあえるように心がけるべきである。

以上が施設側の条件を変える努力の必要性が強調されている。

▲施設運営の近代化

▲理事長の考え方の変革と柔軟性の喚起

▲施設機能の新しい、独自の方向性を打出すこと。

第26表 これからの養護施設の機能として

| 項 目 | 実 数 | % | |
|---|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | | $\frac{x}{\text{回答数}} \times 100$ | $\frac{x}{\text{施設数}} \times 100$ |
| (1) 養護施設は地域社会との関係を深め、施設児童の処遇向上とともに、地域児童の福祉のため力を入れていくことが望ましい。 | 185 | 61.1 | 62.1 |
| (2) 施設従来の機能を逸脱しないように、慎重に考え、実行していかねばならないと思う。 | 52 | 17.2 | 17.4 |
| (3) 養護施設はその機能を広げるよりも、より小規模化し、ファミリー・グループホームや里親等の方向にすすむ方がよいと思う。 | 40 | 13.2 | 13.4 |
| (4) その他 | 5 | 1.7 | 1.7 |
| 無 回 答 | 21 | 6.8 | 7.0 |
| 合 計 | 303 | 100.0 | |

第27表 職 種 別

| 職 種 別 | (%) | | | | |
|-----------|---------------|------|------|-----|-------|
| | これからの 養護施設 | (1) | (2) | (3) | 計 |
| 総 数 | 66.0 | 18.4 | 15.6 | | 100.0 |
| 施 設 長 | 65.6 | 21.9 | 12.6 | | 100.0 |
| 書 記 | 68.2 | 18.2 | 13.6 | | 100.0 |
| 保 母・指 導 員 | 64.9 | 10.5 | 24.6 | | 100.0 |
| そ の 他 | 70.0 | 10.0 | 20.0 | | 100.0 |

など、設備や施設の解放、園庭の解放を通じて物的資源の提供を強調している。次いで

▲現時点での施設内児童処遇の強化

▲入所児童と保護者との関係を保つ事の働きかけとその協力活動の展開が第一歩

▲児童の処遇に有効な実績とその評価

▲地域社会の期待に積極的に対応できる条件を常時整備していかなければならない。

このような条件整備をすることによって、住民の活用がなされ、住民の選択能力、つまり問題への対応のモチベーションが明らかになっていくのである。

▲新しい専門職種制度化の必要性

▲私的契約児の受入れ可能性の状況をつくる

▲県単位での法人合併化による統合、調整サービスをすること

▲施設の小規模化と地域分散の必要性の認識

などの行政課題に対する意見も相当な意欲と共に述べられていた。

次に養護施設のこれからのあるべき方向としていかにとらえるべきかを問うた回答が、第26表である。「施設児童の処遇向上をはかるとともに、地域児童の福祉のために力を入れていく事が望ましい」とするもの61.1%と過半数を占めている。「施設従来の機能を逸脱しないように慎重に考えていくべき」とするもの、慎重派が17.2

%である。但し施設従来の機能とは何かが問題であり、その解釈によっては逆行することも考えられよう。「施設の機能は、ファミリー・グループホームのように小規模化していく事の方向付け」を強調しているもの13.2%ある。第26表の項目(1)と(3)は、組みあわせて考えることも地域の状況によっては意味があると思われる。

一方、施設の機能として、地域社会との関係やその必要性、社会化などと今更の如く強調している事に反撥している施設長の意見も見逃し難いといえよう。その1は「本来施設は、社会のニーズに適切に流動的に対応すべきであり、今更の如く社会化などというところに問題がある」「これまでの施設は、黙って地道な努力を積み重ねてやってきた、現在も同じように実践している。施設の社会化などといっているニセ指導者(研究者をさす)の自戒を促す」「施設は、それ自体社会の共有物であるから、必ずしも施設を開放する必要はない。児童の個性を大切にすることこそ、施設職員の重大な任務である」等々、鋭い指摘もある。いずれにしても、常に施設職員、及び住民も含めて、児童側になった、きめ細かな対応の実体を創り出す努力の必要性を再確認しなければならない。

前述の第26表との関連で、その回答を職種別にみたものが第27表である。直接処遇職員である保母、指導員に、施設の小規模化を強調するものが24.6%と、他の職種に比して高い率を示している。慎重さを唱える(2)の項目については、施設長が21.9%と多くなっている。他機関や関係者の意見は、(1)の項目に高率を示している。全般的に(1)の項目に対する意見が多くなっており、地域児童を含めての地域福祉の視点を基盤としていることがわかる。

設置主体別でみると、都道府県立の施設長に、(2)の項目である慎重派が多く、小規模化への意見は極く僅かとなっている。この小規模化、地域分散化は、行政的には非常な困難を伴うのではないかと考えられる。年齢別にみると、20～30歳代に小規模化を思考するものが多く、(2)項目の慎重派は60歳代に比較的多く出ている。とくに施設の機能については地域差の影響のあらわれが目立っている。つまり、東北、北海道地方及び、四国地区に慎重派が多く(26.7%、27.1%)関東、近畿に小規模化が高率を示している。いわば、東京、大阪、京都、神戸を中心とする都市志向型といえるかもしれない。

V 施設の社会化をすすめる上での問題点

IVで述べたように、施設長をはじめ施設職員、関係者のほとんどが、養護施設が地域社会との相互関係を深め

ていくことを肯定的にとらえている。しかし、実際にはⅢの「社会化の実態」で報告したように、施設は多くの問題をかかえており、すべての施設が有効に地域社会に機能しているとは言い難い現状である。

施設関係者のほとんどが、施設が社会化していくことを今後の施設のすすむべき方向として積極的に考えているにもかかわらず、なかなか実現しない原因はどこにあるのであろうか。「施設の社会化をすすめる時に阻害となる要因は、何だと思いませんか」という質問に自由記述してもらったものを要約し、「施設のもつ問題」「地域の問題」「行政の問題」「その他」の四つに分けて検討をする。それぞれの問題は相互にからみ合い、切り離しては考えられないものであることは言うまでもない。

1. 施設のもつ問題

① 職員に関する問題

○人員及び労働条件の問題

まず職員数の絶対的不足をあげなければならない。施設内の仕事だけでも大変なのに、地域のことまで手を広げれば、当然の結果として施設児童にしわ寄せがゆき、職員の労働強化、過労となる。また中途半端な仕事はかえって地域住民の反感も招く。職員の定数増と労働条件の改善が基本的な課題である。

○職員の資源と専門性の問題

職員の「量」の不足と同時に「質」の問題も取り上げられている。全体的に職員の資質を向上させることと、コミュニティ・ワークを積極的になし得る専門職員の配置、さらには研修制度の充実と、日常学習ができるゆとりある勤務ができるようにすることが指摘されている。

○職員の意識、姿勢の問題

「職員の福祉に対する理解の浅さ」「職員間のチームワークの悪さ」「やる気の無さ」などがあげられている。この様な職員の意識、姿勢の問題は、これだけを取り出して評価することは妥当性を欠き、労働条件や資質、施設管理者の考え方などと裏腹の問題であろう。しかし、どこかに突破口を見出していかなければ進展しないとするならば、福祉施設で働く者のバイオオーアとしての気概に期待したいところである。

② 施設の運営管理に関する問題

○閉鎖的、非民主的施設運営

「施設管理者の前近代的施設運営」「自己保存、安定のみを求める甘えの態度」「管理能力の無さ」が指摘されている。職員の姿勢と同様に、あるいはそれ以上に施設管理者の意識、姿勢が問われなければならない。

○「事故」への保障の問題

施設を地域住民に開放したり、地域の子どもを指導し

ている間に起る事故への責任、保障の問題をどうするかが解決されなければならない。

③ 財源、施設設備の問題

「予算なくして活動は出来ない」措置費には地域活動の費用は含まれていないし、現在の予算を弾力的に運用することも認められていない。また、施設設備も不十分で、あえて地域住民に開放すれば施設児童のプライバシー侵害につながる施設も数多くある。

④ これまでの養護実践の貧しさ

ごく少数ではあるが非常にきびしい意見が出されている。施設が地域社会から理解されない原因の一つには、「これまでの養護施設の実績があまり高く評価されていないこと」「地域住民の施設不信任」「施設がこれまで地域住民に何の益ももたらさない存在であったこと」などがその主なものである。

2. 地域の問題

① 地域住民の偏見、無理解の問題

「施設は自分と無関係な特殊な人種がいる所」「かわいそうな子がいる所」「福祉を社会連帯ですすめていくという観念のなさ」「日本人の国民性として、隣人愛、人間尊重の意識のなさ」等々、実に様々な角度から地域住民の施設に対する偏見、無理解が列挙されている。住民の理解を得るための施設側の積極的な活動が期待される。

② コミュニティの未発達

養護施設の機能を考える時に、「地域」をどうとらえるかということとともに、現在日本人の間にどれだけ「自分の地域」という認識があるかという問題である。「地域が民主的に組織化されていない」「都市化現象がすすむなかで地域の結びつきが弱まっている」ことが指摘されている。施設が地域づくり、福祉のまちづくりの一端を担っていく必要性は増していると言えよう。

3. 行政の問題

○施設入所措置のあり方

広域措置で、地域内の児童が他地域に措置され、他地域の児童が入所してくる事が多い。

○措置費の算定基準と運用の制限

基準が低すぎること、地域関係費用が含まれていないこと、予算の使用枠組がきびしく決められていること。

○公私施設の役割分担についての行政指導のあり方

○施設中心主義の考え方

○たて割行政とセクト主義

○福祉行政担当者の意識及び専門性の低さ

施設児童の処遇の向上とともに、地域全体の養護問題についても、養護施設が積極的に対処していこうとする時に、それなりの行政指導と財源、人員などの配慮がなされなければならない。そのためには、住民参加による地域の総合福祉計画がたてられ、施設の適正配置やその他の諸施策との連携を強め、住民へのサービス向上が実現される血の通った福祉行政が期待される。

4. その他

以上の他にあげられた問題には次のようなものがある。

○施設職員の養成、研修のあり方

○学校教育における福祉教育のあり方

○社会教育、ボランティア養成のあり方

○社会全体の生活の多様化とゆとりをなさ

以上が、施設の社会化を具体的にすすめていく上での、現時点における問題点としてあげられているものである。

おわりに

養護施設の問題は、古くて新しい問題ともいえる事が多い。一概にあるべき方向性の如何をいうことはできない。地域社会の成り立ち、文化的背景などと施設の設定過程での住民とのかかわりあいの如何が、施設の存在と施設児童への住民の理解の度合を決定していくようである。

諸種の過程をふみ歴史的にも古い、児童福祉施設の中でも典型的な施設として位置付けられる養護施設の機能を問いかえしながら、地域社会との関係過程創出とともに、一般家庭との相互関係、地域児童の福祉への協働関係をつくり出していく事の重要性を確認していかなければならない。

それが、われわれに課せられた課題である。今後(53年度)は、地域住民側の施設に対する認識、具体的なかかわり方を中心に研究にとりくみたいと思っている。